

平成28年5月26日

お知らせ

岡山県農地中間管理機構業務推進本部 (公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)	
担 当	本部長 増本、副本部長 片田
電 話	086-226-7423

農地中間管理事業PRリーフレットの作成について

当機構では、地域の担い手農家等へ農地の集積・集約化を進め、農地の有効活用と生産性の向上に資することを目的として農地中間管理事業を実施しておりますが、この度、事業の一層の周知を図るため、新たにリーフレットを作成しましたので、お知らせします。

記

1 リーフレット

別添のとおり

2 リーフレット内容

- ・農地中間管理事業の仕組み
- ・平成28年度機構集積協力金単価等の概要
- ・農地中間管理事業の活用事例の紹介（4事例）

3 リーフレットの規格、作成枚数

A4 4ページ 13,000部

4 主な配布場所

- (1) 県庁・県民局、市町村役場及びJA等
- (2) 機構本部及び支部

(参 考) 農地中間管理事業の進捗状況

1 農地の借受・貸付希望の状況（平成28年3月末現在）

項 目	借受希望（受け手）	貸付希望（出し手）
市町村数	24市町村	24市町村
希望者数	712経営体（個人584，法人128）	2,153人
希望面積	2,995ha	854ha

2 農地の貸付（利用権設定）の状況（平成28年3月末現在）

市町村数	貸付先（経営体数）		貸付農地	
	個人	法人	面 積	筆 数
23市町村	330	226	104	594.3ha 4,272筆

農地中間管理事業を
活用しよう!!

農地を

貸したい方
借りたい方

大募集!



リタイアして農地を
誰かに貸したい方!



農地を借りて農業に
チャレンジしたい方!



経営の規模拡大のため
農地を借りたい方!



岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

農地中間管理事業とは

農地を貸したい方

機構に農地を貸したい方は、市町村役場で随時受付けておりますので、お近くの役場農政担当課にお問い合わせください。(事業対象農地は農業振興地域内に限ります。)

機構を通じて担い手農家に農地を貸し付けた方には、機構集積協力金の交付が受けられるメリットもあります。(右ページの機構集積協力金を参照ください。)

※現在、貸付け希望が不足していますので、希望者がおられましたら、是非ご連絡・ご紹介ください。

農地を借りたい方

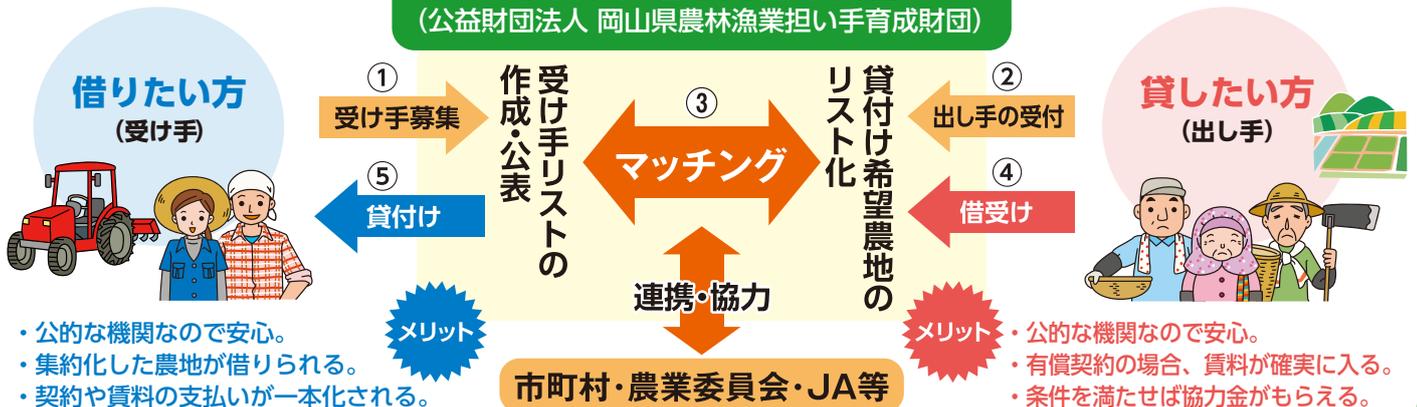
農地を借りたい方は、機構が通年で農地借受希望者を募集しておりますので、ご応募ください。

①機構から農地を借り受けるためには、機構の借受希望者の募集に応募し、公表される必要があります。

②申込先は機構の各支部(備前、備中、美作)になります。(裏面参照)

農地中間管理事業のしくみ

岡山県農地中間管理機構 (公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)



※農地の貸付申込みをして機構が借り入れるまでの間は、貸付希望者が自ら当該農地を管理していただきます。

※農業委員会が再生不能と判断した遊休農地など、利用することが著しく困難な農地は借り入れできません。

私たちは農地中間管理機構を活用しました!



【新見市哲西町矢田谷地区】

農事組合法人 ファームやだたに鯉が窪
代表理事 岡崎 太郎さん
理事 三上 誠一さん
理事 三上 雄二さん

地区の農家が「貸し手」で「借り手」 農地集約で地区の農地を自分たちで守る

「ファームやだたに鯉が窪」は新見市哲西町矢田谷地区の農家が作る農事組合法人。構成する農家が農地を機構に預け、それを同法人が借りて営農します。農家全員が「貸し手」であり「借り手」になっています。高齢化や担い手不足など個人だけでは将来の農地維持に不安を感じていた農家も多かったため、「地区の農地は地区全員で守っていく」という想いのもと、農事組合法人の立ち上げを決意。何度も話し合いを重ね賛同を得て今年1月設立しました。同地区には約12haの農地がありますが、ほぼ全てが機構に貸し出され同法人が借

り受けています。

代表理事の岡崎太郎さんは「農地集積事業に参加しようと機構に農地を貸し出すことを決めました。貸し手には協力金が支払われるので、法人の運営資金としても役立てそうです。飛び地で農地を持っている方もいましたが、集約化できたことで作業効率が上がり、以前より楽になります。現在密苗播種の研究やアイガモ農法の地区内での普及など技術向上にも取り組んでいます。法人経営を軌道に乗せて、次の世代につなげていきたいですね」と話していました。

地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地を借り受け・貸し付ける事業です。

農地を機構に貸し付ける方へのメリット「機構集積協力金」

各協力金の交付単価は平成28年度単価で、上限金額です。なお、機構集積協力金は、担い手への新規集積面積に応じて国から配分されますので、新規集積面積が十分確保できず、国からの配分額が不足する場合は、各交付単価を一律に減額し、調整するものとします。各協力金の交付にあたっては、下記の要件以外にも様々な要件等がありますので、詳しくはお近くの市町村役場農政担当課にお問い合わせください。(※担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者、集落営農組織のいずれかをいいます。)

経営転換協力金

農業をリタイア、農業部門(例:土地利用型作物、露地野菜など)を減少し経営転換する方、あるいは農地を相続したが農業を行わない方が、機構に農地を10年以上貸付け、機構が農地を転貸した場合に農地の出し手の方に交付されます。

面積払い 4.0万円以内／10a

- ・交付面積2ha以下の場合は50万円を上限、2ha超の場合は、70万円を上限とする。
- ・1年以上自分で耕作又は管理していること。
- ・既に担い手と特定農作業受委託契約をしている場合は、交付単価の1/2以内とする(上限も同じ)。
- ・遊休農地を所有している場合は、これを解消していただくか、非農地判定を受けていただく必要があること。ただし、農業委員会が実施する利用意向調査において、全ての遊休農地を機構へ貸し付ける意思を文書で表明した場合を除く。

耕作者集積協力金

2筆以上のまとまりのある農地、あるいは機構が借りている農地に隣接した農地を機構に10年以上貸し付け、機構が農地を転貸した場合に農地の出し手の方に交付されます。

1.0万円以内／10a

- ・1年以上自分で耕作又は管理していること。
- ・既に担い手と特定農作業受委託契約をしている場合は、交付単価の1/2以内とする。

地域集積協力金

地域の話し合いに基づき、地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に交付されます。(人・農地プランのエリア内)ただし、交付申請面積のうち、新規集積面積が2割以上あることが要件となります。

- 新規集積 (非担い手→担い手)
 - 2割超5割以下 1.5万円以内／10a
 - 5割超8割以下 2.1万円以内／10a
 - 8割超 2.7万円以内／10a

- 更新、付け換え等 (担い手→担い手)
 - 2割超5割以下 0.7万円以内／10a
 - 5割超8割以下 1.0万円以内／10a
 - 8割超 1.3万円以内／10a

借り
ました!

機構の活用で地域農業を保全

【高梁市松山楯井地区】

農事組合法人ならい 代表理事 川上 功さん



「農事組合法人ならい」は高梁市松山楯井地区で、集落営農として水稻の作付と、餅の加工・販売を中心に行っています。経営面積のおよそ6割にあたる約12haを、機構を通じ借りています。代表理事の川上功さんは、「従来は個人で受託などしていましたが、機構を通じて農地集積することで様々な面の効率が上がりました。放置されていた水田を計約50aほど再生することにも成功。今後はさらに組合員を増やし、地域一丸となって地域の農地を維持・発展させていきたいですね」と話していました。

貸し
ました!

地域の担い手に農地を託せるありがたさ

【高梁市松山楯井地区】

川上 春代さん



川上春代さんも農事組合法人ならいの組合員です。同地区で長年農業を営んできましたが、その管理の難しさから農地を機構に預けることを決めました。「草刈りや農業機械の更新など、肉体的にも金銭的にも負担は大きいものでした。それが農地を預けたことで余裕が生まれ、自分の時間まで持てるようになりました。暑いときも作業してくださっている担い手の方々には本当に感謝しています。この先もずっと農地を守り続けていっていただきたいですね」と話していました。

私たちが農地中間管理機構を活用しました!

借り
ました!

機構の活用

手続きや作業が効率化

経営計画の策定にもメリット

【奈義町柿地区】

(株)ライスクロップ長尾 代表 長尾 隆大さん
農業法人ビカリアの里 代表理事 芦田 潤治さん



奈義町は農地中間管理事業の活用にも積極的に取り組んでおり、柿地区では(株)ライスクロップ長尾と農業法人ビカリアの里の2法人、大規模水稻農家1戸が農地中間管理機構を活用し農地を借り入れ、互いに支え合いながら農業経営を行っています。

ライスクロップ長尾は奈義町を中心に農業を展開する法人で、同地区で18haを機構を通じて借りています。代表の長尾隆大さんは「農家から個別に農地を借りると契約や賃料の支払いが煩雑でしたが、機構を活用すれば支払いも一括にできるため、事務作業の負担が軽減。また農地を機構がまとめて管理しているので、ある程度集約した農地を借り入れでき、作業効率も上がっています」といいます。

ビカリアの里は同地区の集落営農として昨年設立。代表理事の芦田潤治さんは「機構から借りた農地の借入期間は5年と10年に決まっているため、どの作物をどれだけ栽培するかなど、経営計画が立てやすいのがメリット。地域の農地を守っていくためにも機構を積極的に活用していきたいですね」と話していました。

農地が集約でき経営も拡大
協力が貸し手農家の支援にも

【岡山市南区西高崎地区】

(株)こばやし農園 代表取締役 小林 弘幸さん



(株)こばやし農園代表取締役の小林さんは、南区旧灘崎町で約4.7haを機構を通じて借りています。小林さんは、「大きな農地の多い県南は、借り手に対して貸し手が不足している地域。市から支給される協力は貸し手への支援にもなり、貸し手不足の解消に寄与しています。また農地が分散しているのは作業も難しいですが、機構を通じて集約されることで効率性も上がります。借入期間が10年という長いスパンであることもメリット。私が管理することで貸し手の方から『いつまでもやってください』と感謝されるのがうれしいですね」と話していました。

貸し
ました!

公的な機関に預ける安心感

自分の農地が地域農業の財産に

【奈義町柿地区】

定森 武男さん



定森さんは柿地区で長年農業をしていましたが、体力的な問題から農地の貸付けを検討。現在機構に約1.8haを貸し出しています。定森さんは「公的な機関に農地を預けられるというのは、安心感があります。万が一、借り手が農地を手放したとしても、機構が新たな借り手を探してくれるので、切れ目なく貸し出せるのも安心です。自分の農地がこれからも地域の財産として活用されていくことはうれしいですね」と話していました。

農業の採算性を考え貸付け
地域の担い手に預ける安心感

【岡山市南区西高崎地区】

丸山 浩正さん



西高崎地区でナス栽培を営んでいる丸山さんは、稲作の農機具の更新に迫られたのを契機に、農地維持の難しさから貸付けに踏み切りました。現在機構を通じて1haを超える農地を貸しています。丸山さんは、「機構のことは小林さんから聞いて知り、農機具が壊れたら預けようと思っていました。機械の維持や農地の管理など、個人でやっていくのは難しい。耕作放棄地になってしまうよりは、小林さんのように大規模に農業を行い、土地の性質などを知っている人に借りてもらおう方が良いと思います。農地を預けたことで、ナスのハウス栽培に専念できるようになりましたね」と話していました。

お問い合わせ先

岡山県農地中間管理機構

〒703-8278 岡山市中区古京町 1-7-36

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

☎ 086-226-7423 FAX.086-206-7330

●備前支部 〒700-0817 岡山市北区弓之町 10-26 第五近宣ビル 3階 ☎ 086-212-2210 FAX.086-212-2230

●備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島 1083 (備中県民局農業振興課内) ☎ 086-435-7720 FAX.086-435-7730

●美作支部 〒708-8506 津山市山下 53 (美作県民局農業振興課内) ☎ 0868-23-1325 FAX.0868-23-1510

詳しくは財団のホームページへ

岡山 担い手財団

検索